

## 造林事業契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

ただし、作業種別又は箇所別の請負予定数量は、別紙1「請負事業内訳書」のとおり

事業名	請負物件	契約面積 (ha)	請負 予定数量 (m3)	請負 予定 単価	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
森林環境保 全整備事業 (藤琴沢国 有林I)	保育間伐活用型	30.20	3,113		円也  (うち取引に係る消費税及び地方 消費税額 円也)	藤琴沢国有林 1119い林小班 外	藤琴沢国有林 1119い林小班 外
	誘導伐	1.80	584				
	育成受光伐	2.96	422				
	地拵・植付	(1.80)					
	計	34.96	4,119				

2 事業期間

自 令和 年 月 日（契約締結日の翌日）

至 令和 7 年 12 月 19 日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

（選択されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公用工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月 1 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

5 特約事項  
別紙2のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約及び令和〇年〇月〇日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款および造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 秋田県能代市御指南町3番45号  
分任支出負担行為担当官  
米代西部森林管理署長

請負者

## 請負事業内訳書

No.1

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量 (m <sup>3</sup> )	備考
1119い		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	663	
1119ろ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	336	
1119は		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	1,003	
1119は1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	168	
1119に		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	229	
1119ち		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	584	
1120い		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	486	
1120わ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	352	
1120よ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	25	
1122ろ		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	201	
1122は1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	72	
計				4,119	

## 請負事業内訳書

No.2

林小班	作業種	作業手段	植付時期	面積 (ha)	備考
1119ち	地拵 植付	機械 人力	令和7年9月1日 ~ 令和7年10月31日	地拵 1.8 ha 植付 1.8 ha	スギコンテナ 3,600 本
計				地拵 1.80 ha 植付 1.80 ha	3,600 本

## 別紙2

### 特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

### 記

#### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

#### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。